

提案書作成要領

本業務における提案書の作成方法等の手続きは次のとおりです。

1 件名

横浜市商店街空き店舗コンサルティング事業 業務委託

2 業務の内容

別添「業務説明資料」のとおり

3 プロポーザル参加事業者の資格（応募資格要件）

- (1) 「令和元・2年度の横浜市一般競争入札有資格者名簿（物品・委託）」に登録し、営業種目の順位1位に「320 各種調査企画」の登録があり、細目に「A:市場・世論調査」の登録がされている者であること。

ただし、提案者が上記名簿に未だ登録されていないが、参加意向申出書を提出した時点で、上記種目において現に申込み中であり、受託候補者を特定する期日までに登録が完了している場合においては、この限りではない。

- (2) 「令和元・2年度の横浜市一般競争入札有資格者名簿（物品・委託）」において、所在地区分が「市内」、規模区分が「中小企業」又は「その他」で登録されていること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (4) 参加意向申出書の提出期限の日から受託者を決定する期日まで、横浜市指名停止等措置要綱（平成16年4月1日制定）の規定による停止措置を受けていない者であること。

4 参加に係る手続き

本プロポーザルに参加意向のある事業者は、参加意向申出書（様式1）を提出してください。

(1) 提出期限

令和元年10月7日（月）17時00分まで（必着）

(2) 提出先

横浜市経済局商業振興課 担当：松永、鈴木

〒231-0016 横浜市中区真砂町2-22 関内中央ビル5階

電話：045-671-3838 FAX：045-664-9533

(3) 提出方法

持参又は郵送（ただし、郵送の場合は到達確認を行ってください。）

※持参の場合、経済局商業振興課の事務所は、関内中央ビル（横浜市中区真砂町2-22）5階（セルテ側）となります。

(4) 提案資格確認結果の通知

参加意向申出書を提出した者のうち、提案資格が認められた者及び認められなかった者に対し

て、その旨及びその理由を令和元年 10 月 9 日（水）17 時 00 分までに、電子メール又はファクシミリにより通知します。

5 質問書の提出

本要領等の内容について疑義のある場合は、次により質問書（様式 2）の提出をお願いいたします。質問内容及び回答については、ホームページに掲載します。

なお、質問事項のない場合は、質問書の提出は不要です。

(1) 提出期限

令和元年 10 月 16 日（水）17 時 00 分まで（必着）

期限後の質問は、一切受け付けません。

(2) 提出先

4 (2) と同じ

(3) 提出方法

持参、郵送又は電子メール（ただし、持参以外の場合は到達確認を行ってください。）

電子メールの場合：ke-syogyo@city.yokohama.jp

(4) 回答日及び方法

令和元年 10 月 21 日（月）までにホームページに掲載します。

6 提出意思確認書の提出

本プロポーザルにおいて提案書の提出を希望する事業者は、提出意思確認書（様式 3）を提出してください。

(1) 提出期限

令和元年 10 月 22 日（火）17 時 00 分まで（必着）

(2) 提出先

4 (2) と同じ

(3) 提出方法

持参、郵送又は電子メール（ただし、持参以外の場合は到達確認を行ってください。）

電子メールの場合：ke-syogyo@city.yokohama.jp

7 提案書の内容

(1) 提案書については、次の項目に関する提案を所定の様式に記載してください。

ア 提案書の表紙（様式 4-1）

イ 企業（団体）の概要（様式 4-2）

ウ 業務の実施体制（様式 4-3）

エ 類似業務の受託実績（様式 4-4）

オ 業務の実施方針と内容（様式自由）

カ 参考見積書（様式自由）

キ 提案書の開示に係る意向申出書（様式 5）

(2) 提案書の作成にあたっては、以下の事項に留意してください。

- ア 本プロポーザルについての提案書は、表紙の提案書（様式4-1）及び企業（団体）の概要（様式4-2）を除き、一切社名の記載を行わないようお願いします。
 - イ 提案書には、所定の様式に必要な内容を盛り込み、簡潔に記載してください。
 - ウ 提案書は、原則A4縦版とします（両面印刷可）。
 - エ 文書を補完するため最小限のイメージ図・イラスト等の使用は自由とします。
- (3) 参考見積書は各年度、下記の金額を業務価格の上限として作成してください。
- ア 令和元年度
9,000千円（税込）
 - イ 令和2年度
9,000千円（税込）
- ※上記の金額に必ず、成果報酬10件分2,000千円（税込）を含んで作成してください。
- (4) 提出期限までに提案書が提出されない場合は、辞退したものとみなします。また、貴事業者が辞退した場合でも、貴事業者が不利益な扱いを受けることはありません。

8 評価基準

提案書評価基準のとおり

9 提案書の提出

(1) 提案書の提出

- ア 提出部数
10部（正1部、複写用9部）
※「提案書の開示に係る意向申出書（様式5）」については、1部のみ提出してください。
- イ 提出先
4(2)と同じ
- ウ 提出期限
令和元年10月28日（月）17時00分まで（必着）
- エ 提出方法
持参又は郵送（郵送の場合は書留郵便とし、期限までに到着するように発送してください。）

(2) その他

- ア 所定の様式以外の書類については受理しません。
- イ プロポーザルの提出後、本市の判断により補足資料の提出を求めることがあります。
- ウ 提出された書類は返却しません。
- エ プロポーザルに記載した配置予定の技術者（資格者等）は、病気、死亡、退職等極めて特別な場合を除き、変更することはできません。
- オ プロポーザルの提出は、1者につき1案のみとします。
- カ 提案内容の変更は認められません。

10 プロポーザルに関するヒアリング

次により提案内容に関するヒアリングを行います。

- (1) 実施日時
令和元年 11 月 5 日（火）（予定）
- (2) 実施場所
〒231-0016 横浜市中区真砂町 2-22 関内中央ビル 4 階 経済局 C 会議室
- (3) 出席者
総括責任者を含む 3 名以下としてください。
- (4) その他
 - ア 日程・場所等については、現時点での予定のため、詳細については別途お知らせします。
 - イ 提案書をもとに、口頭にてプレゼンテーションを行ってください。
 - ウ 追加資料は認めません。

11 審査について

本プロポーザルの実施及び特定等に関する審議は、次に示す委員会で行います。

名 称	横浜市経済局第二入札参加資格審査・指名業者選定委員会	横浜市商店街空き店舗コンサルティング事業 業務委託に係るプロポーザル評価委員会
所掌事務	プロポーザルの評価・特定に関する こと	プロポーザルの実施、受託候補者の選定 に関すること
委 員	経済局副局長 経済局総務課長 経済局企画調整課長 経済局企業誘致・立地課長 経済局経営・創業支援課長 経済局商業振興課長 経済局雇用労働課長	経済局総務課長 経済局企画調整課長 経済局経営・創業支援課長 経済局ものづくり支援課長 経済局商業振興課長 経済局商業振興課担当係長

12 留意事項

- (1) 提案書の作成及び提出等に係る費用は貴社の負担とします。
- (2) 無効となるプロポーザル
 - ア 提案書の提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの
 - イ 提案書作成要領に指定する提案書の作成様式及び記載上の留意事項に示された条件に適合しないもの
 - ウ 提案書に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの
 - エ 提案書に記載すべき事項以外の内容が記載されているもの
 - オ 許容された表現方法以外の表現方法が用いられているもの
 - カ 虚偽の内容が記載されているもの
 - キ 本プロポーザルに関して委員会委員との接触があった者
 - ク ヒアリングに出席しなかった者

(3) 特定・非特定の通知

提案書を提出した者のうち、事業を委託する事業者として特定した者及び特定されなかった者に対して、その旨及びその理由を書面により通知します。

(4) 結果の公表

受託者の決定後、特定結果、各提案者の順位、評価点数、評価基準、評価委員会の開催経過について、横浜市ホームページにて公表します。

(5) 手続きにおいて使用する言語及び通貨

ア 言語 日本語

イ 通貨 日本国通貨

(6) 契約書作成の要否

要する

(7) プロポーザルの取扱い

ア 提出された提案書は、プロポーザル以外に提出者に無断で使用しないものとします。

イ 提出された提案書については、他の者に知られることのないように取り扱います。ただし、「横浜市の保有する情報の公開に関する条例」等関連規定に基づき公開することがあります。

ウ 提出された書類は、プロポーザルを行うために必要な範囲又は公開等の際に複製を作成することがあります。

エ 提案書に虚偽の記載をした場合は、プロポーザルを無効とするとともに虚偽の記載をした者に対して、本市各局の業者選定委員会において選定を見合わせる場合があります。

(8) その他

ア プロポーザルの実施のために本市において作成された資料は、本市の了解なく公表、使用することはできません。

イ プロポーザルは受託候補者の選定を目的に実施するものであり、契約後の業務においては必ずしも提案内容に沿って実施するものではありません。

ウ 事業を委託する事業者として特定された事業者とは、後日、提案書作成要領等に基づき、本市の決定した予定価格の範囲内で業務委託契約を締結します。

なお、業務委託条件・仕様等は、契約段階において若干の修正を行うことがあります。

エ 参加意向申出書の提出後、契約締結までの手続期間中に指名停止となった場合には、以後の本件に関する手続きの参加資格を失うものとします。また、受託候補者として特定されている場合は次順位の者と手続きを行います。

【参考】スケジュール

10月7日（月）	参加意向申出書 受付締切
10月16日（水）	質問書 受付締切
10月21日（月）	質問書への回答
10月22日（火）	提案意思確認書 受付締切
10月28日（月）	提案書 受付締切
11月5日（火）	評価委員会（ヒアリング）
11月中旬	結果通知（予定）
11月下旬	契約締結（予定）

(様式1)

令和 年 月 日

横浜市契約事務受任者

所在地

商号又は名称

代表者職氏名

印

参加意向申出書

次の件について、プロポーザルの参加を申し込みます。

件名：横浜市商店街空き店舗コンサルティング事業 業務委託

連絡担当者

所属

担当者名

電話番号

ファクシミリ番号

E-mail

(様式2)

令和 年 月 日

横浜市契約事務受任者

所在地

商号又は名称

代表者職氏名

印

質 問 書

件名：横浜市商店街空き店舗コンサルティング事業 業務委託

質 問 事 項

回答の送付先

担当部署

担当者名

電話番号

ファクシミリ番号

注：質問がない場合は質問書の提出は不要です。

(様式3)

令和 年 月 日

横浜市契約事務受任者

所在地
商号又は名称
代表者職氏名

印

提出意思確認書

期限までに提出します。

次の件について、提案書を

提出しません。

件名：横浜市商店街空き店舗コンサルティング事業 業務委託

連絡担当者
所属
担当者名
電話番号
ファクシミリ番号
E-mail

(様式4-1)

令和 年 月 日

横浜市契約事務受任者

所在地

商号又は名称

代表者職氏名

印

提 案 書

次の件について、提案書を提出します。

件名：横浜市商店街空き店舗コンサルティング事業 業務委託

連絡担当者

所属

担当者名

電話番号

ファクシミリ番号

E-mail

(様式4-2)

企業（団体）の概要

企業（団体）名称	
所在地	
代表者氏名	
設立年月日	
資本金	
事業内容	
主な事業実績	

(様式4-3)

業務の実施体制

	予定者名	所属・役職	担当する分担業務の内容
事業責任者			
担当者	1)		
	2)		
	3)		
	4)		
	5)		

注： 所属・役職については、提案書の提案者以外の企業等に所属する場合は、企業名についても記載すること。

(様式4-4)

類似業務の受託実績

◎時期、目的、手法、成果、件数等（直近5か年程度）

(自由様式)

提案事業の内容

提案内容、スケジュールは目的達成にむけて自由な発想で記載いただいて構いませんが、以下の項目については必ず記載してください。

※最大 10 ページまで。作成後、本枠は削除して構いません。

【以下の内容については、必ず記載してください。】

- (1) 対象とする商店街数・商店街名（6商店街以上）※業務価格上限内で可能な範囲で設定してください。
 - ・商店街については、別添資料 1 から選択すること。
 - ・対象として選んだ理由
- (2) 目標誘致店舗数
 - ・2か年での目標とする誘致店舗件数
- (3) 各対象商店街の現状把握・調査の手法
- (4) 現状把握結果を活用した新規出店者誘致につながる提案
 - ・新規出店者への誘致手法の案等
- (5) 空き店舗解消に向けたイベント等の手法
- (6) 対象商店街や物件所有者等関係者と関係構築するための手法
- (7) 事業実施のスケジュール（1年目及び2年目）

※(3)～(5)については、対象として選択した各商店街ごとに出来るだけ具体的な提案をしてください。

(様式5)

令和 年 月 日

横浜市契約事務受任者

住所

商号又は名称

代表者職氏名

印

提案書の開示に係る意向申出書

プロポーザル方式の実施に係る提案書の内容に対して、開示請求があった場合の取扱いについて次のとおり意向を申し出ます。

件名：横浜市商店街空き店舗コンサルティング事業 業務委託

1. 提案書の開示を承諾します。

上記の件について、

2. 提案書の非開示を希望します。

理由：

※本申出書は提案書の内容を非開示とすることを確約するものではありません。「横浜市の保有する情報の公開に関する条例」等関連規定に基づき、公開が妥当と判断される部分については開示する場合があります。

連絡担当者

所属

担当者名

電話番号

ファクシミリ番号

E-mail